

# 清瀬市通学路交通安全プログラム

## — 通学路の交通安全確保に関する取組みの方針 —



令和2年3月

清瀬市教育委員会

## 1 目的

全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁から、平成24年に通学路における交通安全の一層の確保を目的とした関係機関の連携による緊急合同点検を実施するよう、全国の自治体に要請がありました。清瀬市では平成24年8月、道路を管理する東京都、清瀬市、東村山警察、及び学校、PTAの各機関が共同して通学路の緊急合同点検を実施し、その結果を公表するとともに、危険箇所の対策を講じてきました。この合同点検で構築された連携体制を維持し、その取組みを継続していくため、平成27年3月に「通学路安全対策に関する基本的な取組み方針」を定めました。そしてこの度、より効果的な対策を継続して行っていくために「清瀬市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後はこのプログラムに基づき、通学路安全対策に向けて組織的な取組みを進めていきます。

## 2 通学路安全対策推進協議会

### (1) 清瀬市通学路安全対策推進協議会の設置

清瀬市では通学路の安全確保に向けて、平成29年7月に「清瀬市通学路安全対策推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置しました。協議会では交通安全対策を着実に推進していくため、通学路の交通安全に関する情報を共有するとともに合同点検の実施箇所の検討、対策内容の検討及び対策状況の確認などを行います。

### (2) 清瀬市通学路安全対策推進協議会委員の構成

- ① 清瀬市都市整備部道路交通課
- ② 清瀬市教育部教育総務課
- ③ 清瀬市教育部指導課
- ④ 清瀬市立小中学校長会
- ⑤ 清瀬市立小学校PTA・保護者
- ⑥ 警視庁東村山警察署
- ⑦ 清瀬市交通安全協会

※ 協議会の事務局は清瀬市教育部教育総務課に置きます。

### 3 通学路の交通安全確保に関する取組方針

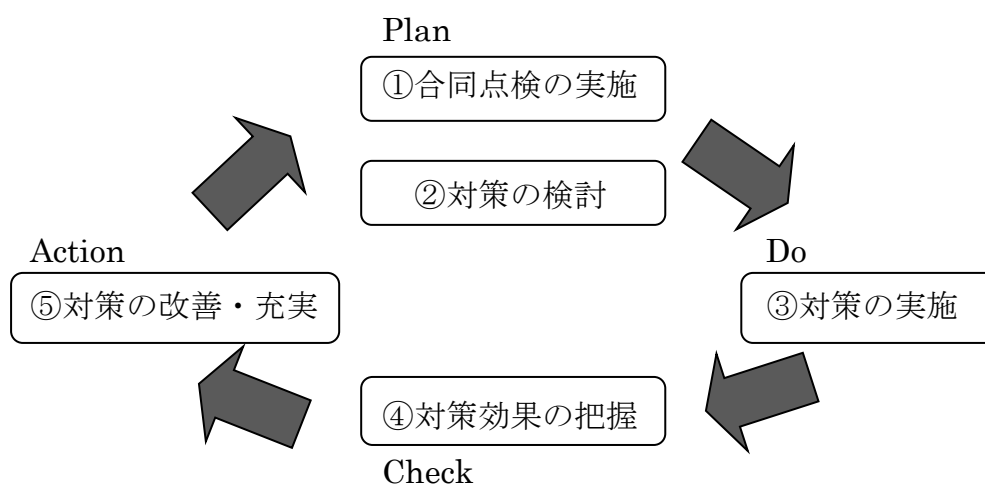
#### (1) 基本的な考え方

文部科学省、国土交通省、警察庁による「通学路の交通安全に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」に基づき、通学路の交通安全を確保するため、関係機関による継続的な合同点検を実施し、通学路の安全確保のための改善・充実を図ります。

※ 通学路とは、児童等が安全に通学するために利用すべき道路として、校長が指定したものです。

#### (2) 継続的な安全確保のための PDCA サイクルの実施

合同点検の実施・対策の検討・対策の実施・対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を1サイクルとして毎年繰り返し実施します。



### 4 通学路の合同点検

通学路の合同点検は各対象小学校から提出された危険箇所の特徴を踏まえて、毎年、実施することとし、協議会においてその結果を評価するとともに施設を所管する関係機関は効率的かつ効果的に対策を行います。

#### (1) 点検の実施について

市内9校の小学校を3つのグループに分け、それぞれ3年に1回、グループ毎に定期的に通学路合同点検を実施します。

A グループ	B グループ	C グループ
清瀬小学校	清瀬第三小学校	清瀬第八小学校
芝山小学校	清瀬第六小学校	清瀬第十小学校
清瀬第四小学校	清瀬第七小学校	清明小学校

(2) 合同点検参加者

点検年次に当たった小学校ごとに、学校、保護者等、道路管理者、警察、清瀬市通学路安全対策推進協議会、教育委員会等が参加します。

なお、合同点検の事務局は、教育委員会教育総務課に置きます。

(3) 危険箇所の把握・抽出

点検年次に当たった各小学校は、通学路の危険箇所について抽出し、合同点検事務局に報告します。

危険箇所の把握・抽出については、下記に掲げる観点を参考とします。また、その際には通学路の変更箇所や周辺の状況変化、降雨や降雪などの際の危険箇所についても併せて確認します。

また、各小学校は提出する危険箇所の報告には必ず地図、写真を添付し説明をつけます。

把握・抽出にあたっての観点	例
危険・要注意箇所があるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路幅が狭い</li> <li>・車両が頻繁に通る</li> <li>・見通しが悪い</li> </ul>
通学路の交通安全が確保されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩車道が区別されていない</li> <li>・信号機、横断歩道が適切に設置されていない</li> </ul>
交通ルールが守られているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通ルールが守られていない</li> <li>・駐車違反がある</li> <li>・歩道に障害物がある</li> </ul>



#### (4) 合同点検実施箇所の選定

合同点検参加者は、対象校から報告された危険箇所の地図や写真、説明文を見て検討・協議し、合同点検実施箇所を決定します。

合同点検参加者は、特に必要な場合は、対象校から報告されていない危険箇所を指摘して合同点検実施箇所として提案することができます。

#### (5) 合同点検の実施

対象校ごとに決定した合同点検実施箇所を、合同点検参加者で点検し、情報を共有します。

#### (6) 対策の実施

点検した箇所については各施設を所管する部署で対応を検討して、計画的に対策を実施していきます。

また、合同点検参加者及び合同点検事務局は、必要に応じて、各施設を所管する部署に対応を依頼します。

関係機関	例
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カーブミラーの設置や調整</li> <li>・「止まれ」などの路面表示</li> <li>・道路の拡幅</li> <li>・看板等の設置</li> <li>・その他</li> </ul>
交通管理者 (警察)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信号機の設置や調整</li> <li>・交通規制の時間や表示等の見直し</li> <li>・その他</li> </ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童への交通安全教育</li> <li>・看板等の設置</li> <li>・その他</li> </ul>
市立小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路の見直し</li> </ul>

このほか通学路の変更箇所や周辺の状況変化、降雨や降雪などの際の危険箇所についても対策を実施していきます。

(7) 対策効果の把握及び評価

合同点検箇所対応状況等について、施設を所管する機関又は協議会事務局は協議会で報告をします。評価は「対策実施済、対策継続中、対策検討中」といった言葉による表現で行います。

評価は、その年対象となっていない学校でも、対策が完了した場合や、検討中が実施になった場合も含めて行います。

(8) 年間スケジュール

(1) から (7) の通学路の安全確保に向けた PDCA サイクルを計画的に実施するため、年間スケジュールを立てます。

年間スケジュール表

実施時期	内 容
4月～6月	事務局は、各対象小学校に通学路安全対策合同点検実施を通知する 各対象校は、通学路の危険箇所を抽出し、合同点検事務局に報告する 事務局は、各校から提出された危険箇所を、対象校の合同点検参加者に通知する
7月～1月	合同点検を実施する 施設を所管する関係機関は、対策を検討する 施設を所管する関係機関は、対策を実施する
2月～3月	協議会 事務局は、対策箇所を公表する（市ホームページ）

※協議会は必要に応じて、予算の範囲内で開催する。

5 通学路安全対策箇所の公表

合同点検の結果及びその対策内容については「対策箇所一覧」及び「対策箇所図」を作成し、市のホームページで公表します。

# 清瀬市通学路交通安全プログラム

平成30年3月

令和2年3月改定

清瀬市教育委員会